

令和 4 年 9 月 27 日

2023 年度分ベースロード取引市場(第 1 回オークション)  
に係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 7 月に日本卸電力取引所において実施された 2023 年度分ベースロード取引市場(第 1 回オークション)について「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、供出量、供出上限価格の観点から監視を行いました。

本日、第 1 回オークションに関する監視結果を取りまとめましたので、以下の通り公表します。

## 〔1〕 第 1 回オークション結果の概要

- 第 1 回オークションの約定量及び約定価格は以下の通り。
- 約定量は、北海道市場で 0.1MW (年間 878MWh)、東日本市場で 2.4MW (年間 21,082MWh)、西日本市場で 711.3MW (年間 6,248,059MWh) であった。
- 約定価格は、北海道市場で 29.90 円/kWh、東日本市場で 33.06 円/kWh、西日本市場で 20.00 円/kWh であった。

	約定量	約定価格
北海道	0.1 MW	29.90 円/kWh
東日本	2.4 MW	33.06 円/kWh
西日本	711.3 MW	20.00 円/kWh

- なお、2021 年度第 1 回オークションと比べ、売り札平均価格の増加は 18.07 円/kWh であるのに対して買い札平均価格の増加は 11.90 円/kWh であった。

	売り札平均価格 <sup>※1</sup>	買い札平均価格 <sup>※1</sup>
2021 年度第 1 回オークション	11.61 円/kWh	8.31 円/kWh
2022 年度第 1 回オークション	29.68 円/kWh	20.21 円/kWh
前期比増減 (2022 年度-2021 年度)	+18.07 円/kWh	+11.90 円/kWh

※1: 売り札平均価格及び買い札平均価格は、全エリアの注引量および注文価格の加重平均にて事務局作成。

## 〔2〕第1回オークションの監視結果

- 電力・ガス取引監視等委員会において、ベースロード市場に供出を行った大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下の通りであった。
  - ほとんどの大規模発電事業者の供出量は、ガイドラインで定める投入電力量を満たしていた。他方、大規模発電事業者のうち1社については、誤って適格相対契約量を投入電力量から二重控除した結果、投入電力量を満たしていなかったため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該供出不足による約定結果への影響は確認されなかった。
  - 大規模発電事業者に対しては、投入電力量を満たすよう適切に供出を行うことが期待される。
  - ほとんどの大規模発電事業者のベースロード市場における供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていることを確認した。大規模発電事業者のうち1社については、供出上限価格の計算にあたり、誤った数値で燃料費の算定が行われていたため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該算定誤りによる約定結果への影響は確認されなかった。
  - 発電コストのうち特に燃料費については、合理性のある算定になっているか、引き続き注視して監視を実施する。

### 〔3〕今後の対応

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後当該第1回オークションにおける以下の監視を進める予定である。

#### ① ベースロード市場の受渡年度

大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格とベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格との整合性の確認に必要な根拠の提出を求め、ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行う。

ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回るおそれ（注）がある場合、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

（注）ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていた場合、通常、ヒアリング等の対応を行うこととなると考えられる。

#### ② ベースロード市場の受渡年度および受渡年度の翌年度

小売市場重点モニタリングを通じて、社内もしくはグループ内取引の購入コストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについて確認を行う。

小売平均価格（託送除き）が社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回っている場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

#### ③ ベースロード市場の受渡年度の翌年度

必要に応じて大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。

実績と想定との乖離に合理性が乏しいと判断される場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

（以上）

（本発表資料のお問い合わせ先）  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引制度企画室長 東  
担当者：住田、神田  
電話：03-3501-1552（直通）